

令和4年7月12日

令和4年第2回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会資料

(令和4年6月24日付託分)

附属資料

総務局

目 次

	ページ
1 神奈川県局設置条例 新旧対照表……………	1
2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する 条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表【総務局関係】……………	2
3 職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表……………	3

1 神奈川県局設置条例（昭和31年神奈川県条例第30号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の局を置く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) スポーツ局 ア (略) (削除)</p> <p>(6)～(10) (略)</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の局を置く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) スポーツ局 ア (略) <u>イ 第32回オリンピック競技大会及び東京2020パラリンピック競技大会に関する事項</u></p> <p>(6)～(10) (略)</p>

2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表【総務局関係】

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第54号）新旧対照表
 〈第1条関係〉

改 正	現 行
第1条～第15条の4 (略) (育児参加休暇) 第15条の5 任命権者は、職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）が出産する場合であつてその出産予定日前8週間目（多胎妊娠の場合にあつては、14週間目）に当たる日から出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する当該職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときには、その願い出に基づき、当該期間内につき5日の範囲内で、育児参加休暇を与えることができる。	第1条～第15条の4 (略) (育児参加休暇) 第15条の5 任命権者は、職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）が出産する場合であつてその出産予定日前8週間目（多胎妊娠の場合にあつては、14週間目）に当たる日から出産の日後8週間目に当たる日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する当該職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときには、その願い出に基づき、当該期間内につき5日の範囲内で、育児参加休暇を与えることができる。
2 (略) 第15条の6～第20条 (略)	2 (略) 第15条の6～第20条 (略)

3 職員の育児休業等に関する条例（平成4年神奈川県条例第7号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条～第2条の3 (略) (育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p> <p>第2条の4 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第6号アに掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。</u></p> <p>(1) <u>当該非常勤職員が当該子の1歳6か月に達する日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この号において「地方等育児休業」という。）をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月に達する日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p>	<p>第1条～第2条の3 (略) (育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p> <p>第2条の4 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子が1歳6か月に達する日の翌日（当該子が1歳6か月に達する日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き非常勤職員として採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>(削除)</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)</p> <p>第2条の5 <u>育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員</u></p>

改 正	現 行
<p>(5) (略)</p> <p>(6) 任期を定めて採用された職員については、前各号に掲げるもののほか、次に掲げる事情</p> <p>ア 任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている職員が、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き任命権者を同じくする職若しくは県機関における職（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員にあっては、任命権者を同じくする職に限る。）に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする<u>こと。</u></p> <p>(削除)</p> <p>イ (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める</p>	<p>が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について人事委員会規則で定めるところにより任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 非常勤職員については、前各号に掲げるもののほか、次に掲げる事情</p> <p>ア 任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）が、当該任期が更新されたことに伴い、当該任期の末日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしよう<u>とすること。</u></p> <p>イ 任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）が、当該任期が満了した後、引き続き非常勤職員として採用されたことに伴い、当該採用された日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしよう<u>とすること。</u></p> <p>ウ (略)</p>
<p>期間)</p> <p>第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条</p> <p>例で定める期間は、57日間とする。</p> <p>第4条～第22条 (略)</p> <p>(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 育児短時間勤務をした期間についての職員の退職手当に関する条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の<u>6分の1</u>に相当する月数」とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>第4条～第22条 (略)</p> <p>(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 育児短時間勤務をした期間についての職員の退職手当に関する条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の<u>3分の1</u>に相当する月数」とする。</p> <p>3 (略)</p>

改 正	現 行
第24条～第34条 (略)	第24条～第34条 (略)